

[事案 26-5] 損害賠償請求

・平成 26 年 11 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

募集人に虚偽の説明があったことを理由に、説明と実際の満期時受取額の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年12月に契約した生存給付金付定期保険について、満期時受取額が払込保険料を下回っていた。契約時に、設計書に記載された金額が確約されたものではないことは理解したが、元本割れの可能性もあるのではないかと思ひ、募集人に質問したところ、払込保険料より下回ること（元本割れ）は絶対になく、銀行の定期預金より利息が付くと説明された。

しかし、募集人の説明は、虚偽の説明であったので、払込保険料と満期時受取額との差額および銀行の定期預金を上回る利息相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、現在の金利水準が続けば、満期時受取額が払込保険料相当額を上回り、銀行に預けるより有利との趣旨の発言をした可能性はあるが、断定的な説明をした記憶はなく、「満期時受取額は払込保険料相当額を下回ることではないこと」や「銀行の定期預金と比較して必ず有利になる」との誤解を与える説明を行った事実も確認できない。
- (2)契約時にはご契約のしおり一定款・約款を適切に交付していること等から、当社には未履行の債務は存在せず、また説明義務違反にも該当しないため、債務不履行と不法行為のいずれも存在しないと考える。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、募集人の虚偽説明（説明義務違反）による損害賠償（払込保険料と満期時受取額の差額の他に、募集人が説明した「銀行の定期預金を上回る利息」相当額）を求めると判断する。

2. 虚偽説明の有無

契約時の説明について、両者の供述は異なることから、他に申立人の供述を認めることができる証拠がない限り、申立人の供述を認めることはできない。よって、募集人に虚偽説明があったとする申立人の主張を認めることはできない。

3. 和解について

- (1)申立人は、もっぱら、銀行預金の代わりとしての貯蓄性のある商品と考え契約したことが窺えることから、満期時受取額について誤認していた可能性があり、その原因は、断定的ではなかったとしても、募集人の説明が銀行預金との比較において本契約の有利性を

強調したものになっていたことが考えられる。また、本件においては、保険会社の反証が必ずしも十分ではない。

(2)以上の事情を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当である。